

神奈川県労働局発表
平成29年3月30日

担 当	神奈川県労働局労働基準部監督課 監督課長 田沼 久志 主任監察監督官 黒沢 武
	電話 045 (211) 7351 FAX 045 (211) 7360

平成28年監督指導実施結果の概要

～「過重労働解消キャンペーン」期間中の重点監督では2割の
事業場において100時間超の時間外・休日労働が認められた～

神奈川県労働局（局長 藤永 芳樹）は、平成28年に県下の労働基準監督署が実施した監督指導の結果を取りまとめた。

1 年間の監督指導結果の概要（別紙1～3参照）

平成28年に監督指導を実施した5,101事業場のうち、何らかの労働基準関係法令違反が認められ、是正勧告*を行ったのは3,291事業場であり、違反率は64.5%であった。主な違反事項は、

- ・労働時間に関するもの 1,332事業場（違反率26.1%）
- ・割増賃金に関するもの 736事業場（同上 14.4%）
- ・安全基準に関するもの 692事業場（同上 13.6%）

などであった（1つの事業場に複数の違反事項が認められることがある）。

* 是正勧告とは、労働基準監督官が監督指導において労働基準関係法令違反を認めた場合に、それを指摘し、是正を文書で指導するもの。

2 「過重労働解消キャンペーン」期間中の重点監督結果の概要（別紙4参照）

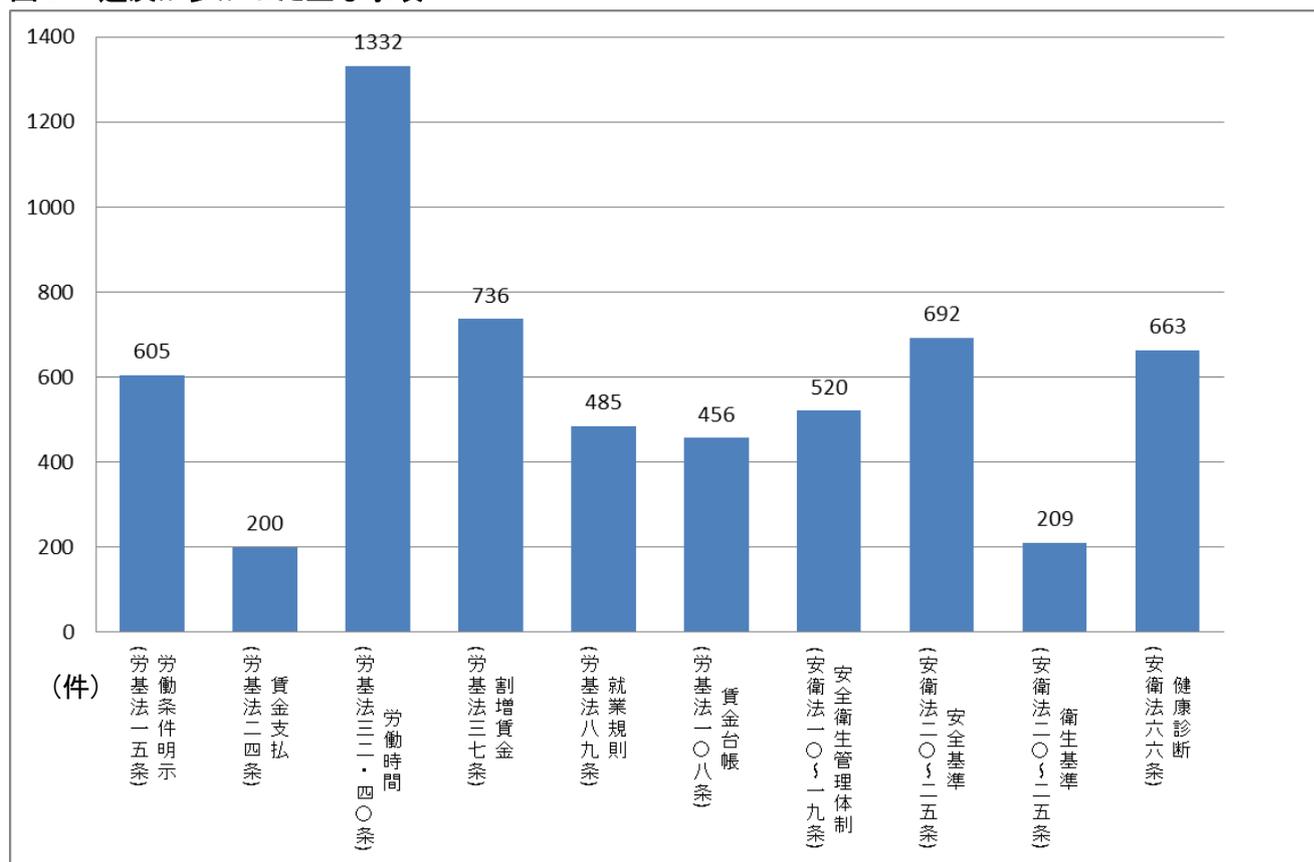
上記1のうち、「過重労働解消キャンペーン」期間（11月）中には、長時間の過重労働による過労死等に関する労災請求のあった事業場や、若者の「使い捨て」が疑われる事業場など、419事業場に対する重点監督を実施したところ、36協定の範囲内の適法なものを含め208事業場（49.6%）において1か月80時間を、84事業場（20.0%）において1か月100時間を超える時間外・休日労働が認められた。

労働時間・休日労働の実績（実績が最も長い労働者の労働時間）

1か月で80時間超	208事業場（49.6%）
うち月100時間超	84事業場（20.0%）
うち月150時間超	10事業場（2.4%）
うち月200時間超	1事業場（0.2%）

神奈川県労働局においては、長時間にわたる過重な労働による健康障害防止をはじめとして、法定労働条件の履行確保や労働災害の防止に向けて、引き続き的確な監督指導を実施し、重大・悪質な事案については、送検手続をとるなど厳正に対処することとしている。

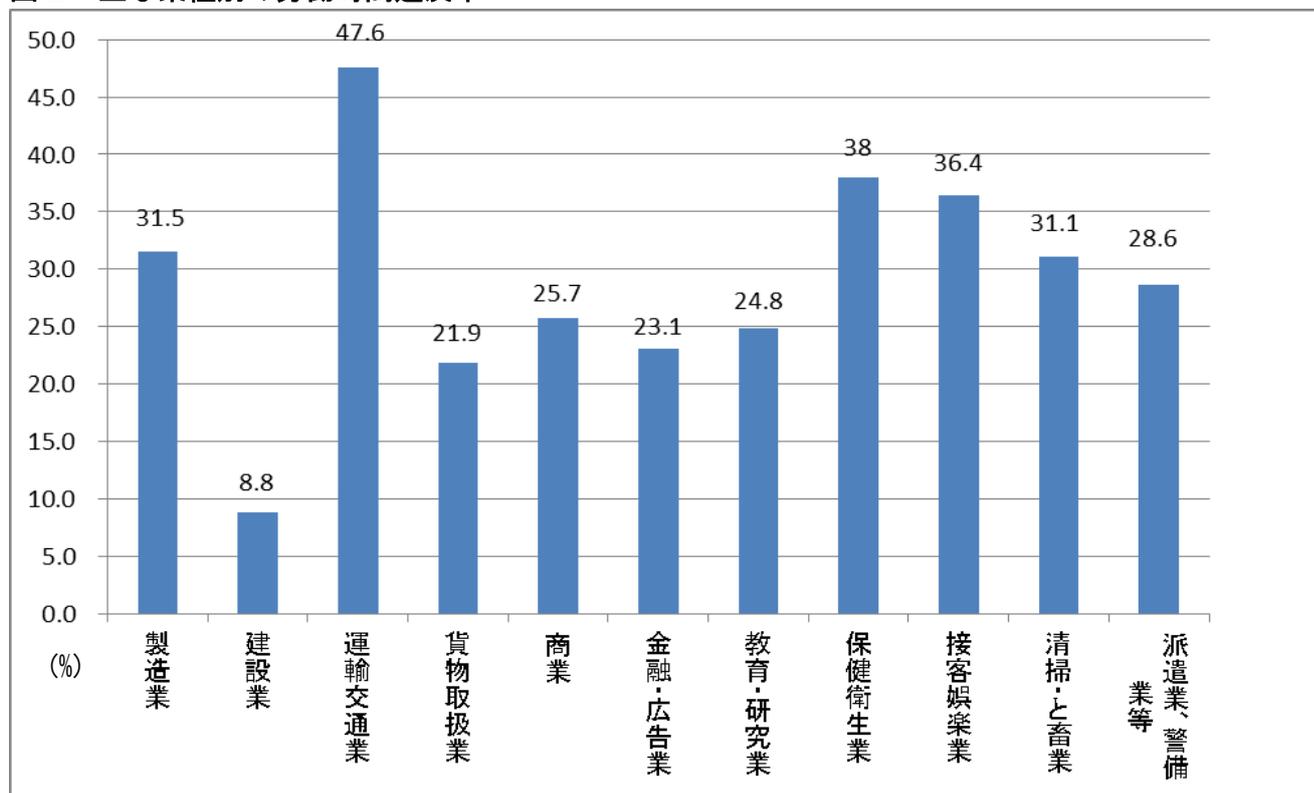
図1 違反が多かった主な事項



※ 労基法：労働基準法、安衛法：労働安全衛生法

※各違反の態様については、「違反が多かった主な事項の典型例」（別紙3）を参照。

図2 主な業種別の労働時間違反率



定期監督実施状況(平成28年)

(神奈川県労働局)

業種	定期監督等実施事業場数	同違反事業場数	同比率(%)	違反状況(労働基準法)							違反状況(労働安全衛生法)									
				15条	24条	32.40条	35条	37条	89条	108条	10~19条	14条	20~25条	20~25条	30,31条	45条	59, 60条	61条	65条	66条
				労働条件の明示	賃金不払	労働時間	休日	割増賃金	就業規則	賃金台帳	安全衛生管理体制	作業主任者	安全基準	衛生基準	特定元方事業者	定期自主検査	安全衛生教育	就業制限	作業環境測定	健康診断
製造業	892	618	69.3	126	39	281	12	124	91	49	113	124	218	154	0	129	22	8	97	181
建設業	1,369	823	60.1	42	18	120	12	75	31	42	36	31	356	22	169	15	2	5	3	43
運輸交通業	468	320	68.4	65	17	223	7	71	53	59	48	2	13	3	0	6	0	1	3	80
貨物取扱業	128	70	54.7	8	4	28	0	13	8	4	11	2	22	0	0	1	1	1	0	13
商業	569	365	64.1	80	24	146	9	90	48	94	53	2	39	2	0	11	2	3	3	67
金融広告業	52	17	32.7	4	1	12	0	5	2	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
教育研究業	157	79	50.3	10	6	39	3	24	12	14	30	1	2	12	0	3	0	0	5	19
保健衛生業	382	294	77.0	64	40	145	4	115	99	64	82	1	2	4	0	2	0	0	1	73
接客娯楽業	332	262	78.9	125	19	121	7	93	62	64	29	0	10	0	0	0	0	0	0	70
清掃・と畜業	161	118	73.3	32	11	50	1	33	26	22	26	1	20	3	0	7	1	1	1	23
派遣業、警備業、情報サービス業等	570	317	55.6	49	21	163	11	93	53	42	87	5	9	9	0	4	0	1	5	91
上記以外の事業	21	8	38.1	0	0	4	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0
合計	5,101	3,291	64.5	605	200	1,332	66	736	485	456	520	169	692	209	169	178	28	20	118	663

【違反が多かった主な事項の典型例】

事項	法違反の典型例
労働条件の明示 (労基法 15 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者を雇い入れる際に、賃金額や支払方法等法定事項について労働条件通知書を交付していないもの ・書面の交付はあるものの、記載すべき項目が不足しているもの
賃金支払 (労基法 24 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金の全部又は一部を、所定支払期日を過ぎても支払っていないもの ・賃金控除協定がないのに、賃金の一部を控除しているもの
労働時間 (労基法 32・40 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外労働に関する協定を締結・届出していないのに、法定労働時間を超えて時間外労働をさせていたもの ・協定の締結・届出はあるものの、その協定で定めた時間を超えて長時間の時間外労働をさせていたもの
割増賃金 (労基法 37 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外労働、深夜労働を行わせていたのに、法定割増賃金（通常賃金の 2 割 5 分以上）を支払っていないもの ・休日労働を行わせていたのに、法定割増賃金（通常賃金の 3 割 5 分以上）を支払っていないもの ・割増賃金の算定基礎に必要な手当を含めていないもの
就業規則 (労基法 89 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・10 人以上の労働者を使用しているのに、就業規則を作成していないもの ・作成又は変更した就業規則を労働基準監督署長に届け出していないもの
賃金台帳 (労基法 108 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業場ごとに賃金台帳を調製していないもの ・手当額、労働時間等の法定事項を賃金台帳に記載していないもの
安衛管理体制 (安衛法 10～19 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・50 人以上の労働者を使用しているのに、法定の管理者（産業医、安全管理者、衛生管理者など）を選任していないもの
安全基準 (安衛法 20～25 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが 2 メートル以上の場所で、作業床の端に墜落防止のための手すり等を設置することなく作業を行わせているもの ・プレスや木工用の機械に有効な安全装置を設けていないもの ・建設機械等との接触防止の措置を講じていないもの
衛生基準 (安衛法 20～25 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内作業場等において第二種有機溶剤等に係る有機溶剤業務を行わせるに当たり、局所排気装置を設けていないもの ・有機溶剤等の色別区分表示を行っていないもの
健康診断 (安衛法 66 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・1 年以内ごとに 1 回、定期健康診断を行っていないもの。 ・有機溶剤や特定化学物質の取扱い等の有害業務に従事する労働者に、6 か月ごとに 1 回、特殊健康診断を行っていないもの

平成28年度長時間労働に係る監督指導結果(11月重点監督分)(神奈川労働局)

監督実施 事業場数	違反件数 〔違反率〕	違反状況〔違反率〕		
		労働時間	賃金不払 残業	健康障害 防止
419	209 〔49.9%〕	122 〔29.1%〕	12 〔2.9%〕	19 〔4.5%〕

事業場の規模別の重点監督実施件数						
合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100人～ 299人	300人以上
419	72 〔17.2%〕	135 〔32.2%〕	62 〔14.8%〕	58 〔13.8%〕	67 〔16.0%〕	25 〔6.0%〕

企業の規模別の重点監督実施件数						
合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100人～ 299人	300人以上
419	33 〔7.9%〕	48 〔11.5%〕	26 〔6.2%〕	30 〔7.2%〕	77 〔18.4%〕	205 〔48.9%〕

専用指導文書に基づく指導状況								
①～⑦いずれ かの指導を行っ た事業場数	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
	80時間超え100時間以下かつ申出者に対する面接指導等未実施	100時間超え又は2ないし6月平均80時間超えの対象者に対する面接指導未実施等	100時間超え又は2ないし6月平均80時間超えの労働者を面接指導等非対象	45時間超えかつ健康に配慮が必要な者に対する面接指導等未実施	衛生委員会等における調査審議未実施	45時間以内への削減	80時間及び45時間以内への削減	面接指導等実施に係る方法・体制の整備等
323 〔77.1%〕	1	1	21	2	39	133	187	4

労働時間適正把握基準に係る状況							
指導票交付の有無		指導票交付「有」の場合の指導事項					
有	無	①基準2(1)	(2)基準2(3)ア	③基準2(3)イ	④基準2(3)ウ	⑤基準2(5)	基準2(6)
				始業・終業時刻の確認及び記録	自己申告制の説明	実態調査の実施	阻害要因の排除
31 〔7.4%〕	388 〔92.6%〕	14	2	19	2	0	0

時間外・休日労働の実績					
実績が最も長い労働者					
1月45時間以下	1月45時間超え80時間以下	1月80時間超え100時間以下	1月100時間超え150時間以下	1月150時間超え200時間以下	1月200時間超え
94	117	124	74	9	1